一酸化炭素　　（ CO ： 年間値 ）　　平成 11年度

都道府県	市町村	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
				(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	有× 無○	(日)
大阪	東成区	国設大阪（センター）	準工	346	8349	0.7	0	0.0	0	0.0	3.8	1.5	○	0
大阪	池田市	池田市立南畑会館	住	366	8672	0.4	0	0.0	0	0.0	2.9	0.9	○	0
大阪	泉大津市	泉大津市役所	準工	363	8667	0.5	0	0.0	0	0.0	2.5	1.1	○	0
大阪	高槻市	高槻北	住	365	8694	0.4	0	0.0	0	0.0	2.3	0.8	○	0
大阪	守口市	第二測定局（大日）	準工	365	8718	0.6	0	0.0	0	0.0	4.5	1.5	○	0
大阪	守口市	第三測定局（錦）	準工	341	8172	0.7	0	0.0	0	0.0	4.6	1.6	○	0
大阪	寝屋川市	成田	住	356	8535	0.5	0	0.0	0	0.0	8.1	1.3	○	0
大阪	門真市	門真市南	住	365	8760	0.6	0	0.0	0	0.0	3.7	1.4	○	0
大阪	高石市	高石市公害監視センター	商	365	8648	0.6	0	0.0	0	0.0	3.4	1.2	○	0
大阪	岬町	岬町役場	住	358	8677	0.4	0	0.0	0	0.0	3.2	0.8	○	0
大阪	岬町	孝子	未	361	8668	0.3	0	0.0	0	0.0	2.1	0.6	○	0
大阪	北区	梅田新道	商	366	8693	1.3	0	0.0	0	0.0	4.7	2.1	○	0
大阪	西淀川区	出来島小学校	住	362	8637	1.0	0	0.0	0	0.0	4.2	1.7	○	0
大阪	住之江区	北粉浜小学校	商	366	8696	1.4	0	0.0	0	0.0	5.0	2.2	○	0
大阪	旭区	新森小路小学校	住	365	8682	1.7	0	0.0	0	0.0	6.6	2.8	○	0
大阪	東成区	今里交差点	商	366	8698	1.6	0	0.0	0	0.0	5.5	2.6	○	0
大阪	堺市	堺市役所	商	357	8603	1.0	0	0.0	0	0.0	4.4	1.8	○	0
大阪	堺市	中環東土	住	366	8725	1.1	0	0.0	0	0.0	5.6	2.0	○	0
大阪	堺市	阪和深井畑山	未	366	8744	0.8	0	0.0	0	0.0	4.6	1.5	○	0
大阪	岸和田市	岸和田市役所	商	363	8739	0.7	0	0.0	0	0.0	4.4	1.4	○	0
大阪	豊中市	豊中市役所	商	366	8725	0.9	0	0.0	0	0.0	4.4	1.7	○	0
大阪	豊中市	千里	商	366	8727	0.7	0	0.0	0	0.0	4.9	1.5	○	0
大阪	吹田市	吹田簡易裁判所	商	364	8707	1.0	0	0.0	0	0.0	7.7	2.0	○	0
大阪	高槻市	高槻市役所	商	366	8715	0.9	0	0.0	0	0.0	3.9	1.7	○	0
大阪	高槻市	緑が丘	住	365	8695	0.5	0	0.0	0	0.0	3.1	1.1	○	0
大阪	守口市	淀川工業高校	商	366	8672	0.9	0	0.0	0	0.0	5.1	1.9	○	0
大阪	枚方市	招提	住	354	8459	1.0	0	0.0	0	0.0	5.2	1.9	○	0
大阪	枚方市	中振	工	366	8695	0.8	0	0.0	0	0.0	4.3	1.6	○	0
大阪	松原市	松原北小学校	商	356	8469	0.9	0	0.0	0	0.0	5.0	1.7	○	0
大阪	摂津市	摂津市役所	準工	361	8579	0.9	0	0.0	0	0.0	4.3	1.8	○	0
大阪	高石市	カモドールMBS	住	342	8153	1.0	0	0.0	0	0.0	6.2	1.8	○	0
大阪	東大阪市	東大阪市公害監視センター	商	363	8686	0.9	0	0.0	0	0.0	5.0	1.8	○	0
大阪	四條畷市	国設四條畷	商	363	8614	1.0	0	0.0	0	0.0	4.9	2.0	○	0

（注）「環境基準の長期的評価による日平均値が 10 ppm を超えた日数」とは、高い方から２%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 10 ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 10 ppm を超えた日が２日以上連続した延日数のうち、２%除外値当日に入っている日数分については除外しない。